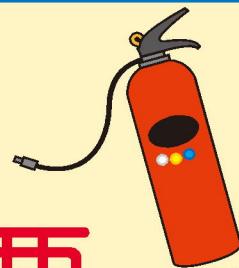


平成26年8月1日から

催しで火気器具等を使用する場合、

消火器の準備が必要です!

～札幌市火災予防条例の一部を改正しました。～



条例の主な改正点

- 多数の者が集合する催しで火気器具等を使用する場合、**消火器の準備**が必要
- 火気器具等を使用する露店等を開設する場合、**消防署への開設届出**が必要
- 屋外での大規模な催しで消防署が「**指定催し**」に指定したものの主催者は、**所轄消防署への「火災予防上必要な業務に関する計画」の提出**が必要

条例改正の背景

平成25年8月15日に発生した京都府福知山市花火大会火災は、発電機に給油する際、携行缶からガソリンが噴出、引火し、死者3名、負傷者56名が発生する大惨事となりました。

この火災を受け、札幌市では、祭礼、縁日、花火大会等の催しで火気器具等を使用する場合の防火安全対策を強化するために、札幌市火災予防条例の一部を改正します。

(平成26年8月1日施行)



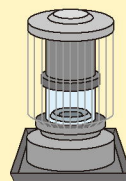
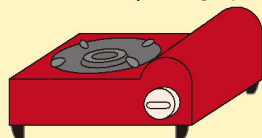
条例改正 Q&A

q 1 「多数の者が集合する催し」とは？

～祭礼、縁日、花火大会等の催しを始め、町内会のお祭りのほか、大学の学園祭なども該当します。

q 2 対象となる「火気器具」は、どのようなもの？

～コンロ、グリドル、ストーブ、発電機などが対象です。

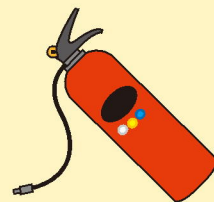


q 3 多数の者が集まる催しで火気器具を使用する場合、何が必要になるの？

～**消火器（※）の準備**が必要です。

※ 住宅用消火器やエアゾール式の簡易消火器は除きますので、それ以外のものを準備してください。

また、使用期限が経過していない消火器を準備して下さい。



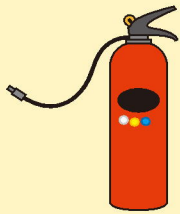
q 4 火気器具等を使用する露店等を開設する場合、「届出」は、必要なの？

～はい、所定の様式で消防署へ届出することが必要です。



「火気器具等を使用する露店等」を開設する場合の流れ

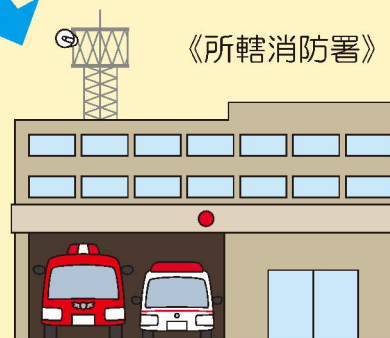
① 消火器の準備



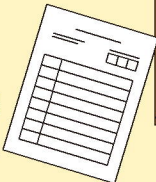
② 露店等の開設届出書の作成



③ 届出書を所轄消防署に届出
(露店等開設前まで)



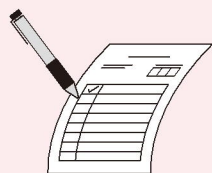
④ 自己点検チェックシート
で防火安全の確認
(露店等の開設時)



⑤ (必要に応じて) 消防職員
が現地確認・防火指導



自己点検チェックシートとは



「対象火気器具等の使用・露店等の開設に係る防火安全自己点検票」のことです。
露店等の関係者には、このチェックシートにより、以下のような防火安全対策が
適切に行われているか点検していただきます。

～例えば「消火器の設置場所や使用方法を理解しているか」
「ガスボンベは、転倒しないよう鎖等で固定しているか」など

大規模な催しを「指定催し」に指定します

一日当たりの人出予想数が10万人以上で、露店等が
100店を超える屋外催しを「指定催し」とし、主催者
は下記事項が必要になります。

- ① 防火担当者の選任
- ② 火災予防上必要な業務に関する計画の作成及び
業務従事の指示
- ③ 火災予防上必要な業務に関する計画の提出

※本市では「北海道神宮例祭（札幌まつり）」や
「すすきの祭り」を想定しています。



「すすきの祭り」の様様

詳しくは、お近くの消防署にお問い合わせいただくか、札幌市公式ホームページをご覧ください。

URL <http://www.city.sapporo.jp/shobo/yobo/top.html>

催しの防火安全対策 札幌市

検索

中央消防署	中央区南4条西10丁目	215-2120	豊平消防署	豊平区月寒東1条8丁目	852-2100
北消防署	北区北24条西8丁目	737-2100	清田消防署	清田区平岡1条1丁目	883-2100
東消防署	東区北24条東17丁目	781-2100	南消防署	南区真駒内幸町1丁目	581-2100
白石消防署	白石区南郷通6丁目北	861-2100	西消防署	西区発寒10条4丁目	667-2100
厚別消防署	厚別区厚別中央1条5丁目	892-2100	手稲消防署	手稲区手稲本町2条5丁目	681-2100